

## Tax & Legal Services Newsletter

Vol. January 2014

### 個人所得税率の引き下げ

2013年および2014年分の個人所得税の税率を引き下げる勅令 No. 575が公表されました。

課税所得金額 (パーツ)	税率 (%)
- 300,000	5
300,001 - 500,000	10
500,001 - 750,000	15
750,001 - 1,000,000	20
1,000,001 - 2,000,000	25
2,000,001 - 4,000,000	30
4,000,001 -	35

### 新たなタックス・インボイスの様式の適用の延期

付加価値税 (VAT) に関する歳入局長通達 No. 194 – 197 により、当初、2014年1月1日以降、物品の販売あるいは役務の提供を行うVAT登録事業者は、タックス・インボイス、クレジット・ノート（貸方票）、デビット・ノート（借方票）、およびインプット/アウトプット・VATレポート作成時に、物品/役務の購入者の納税者番号 (Tax I.D.)、および物品の販売者/役務の提供者の本店または支店の所在地を記載しなければならないとされていましたが、同歳入局長通達 No. 199 – 202 により、上記新ルールの施行日は2015年1月1日に延期されました。

### 金融機関等の事業統合に関する租税措置

生命保険会社、生命保険以外の保険会社、商業銀行、金融会社、およびクレディ・フォンシエ会社（住宅金融会社）間の事業統合（合併あるいは全部営業譲渡）においては、生命保険会社、生命保険以外の保険会社および金融機関等の事業を統制する法律に基づく引当金は、税務上、課税所得金額に含める必要があるため膨大な税負担が生じ、その結果、事業統合の妨げとなっていました。タイ国政府は、これらの会社の事業統合を促進するために、以下の勅令を公布しました。

勅令 No. 573 は、生命保険会社、生命保険以外の保険会社、商業銀行、金融会社、クレディ・フォンシエ会社間の事業統合が行われた場合、被合併会社（合併の場合）および事業譲渡会社（全部営業譲渡の場合）に対して、当該事業統合が行われた事業年度において計上した保険料および貸倒に係る引当金に対する法人所得税の免除を認めています。

勅令 No. 574 は、法人所得税の計算上、損金に算入できない費用について以下のとおり規定しています。

- 新会社（合併の場合）もしくは事業譲受会社（全部営業譲渡の場合）が計上する保険料に係る引当金で、被合併会社もしくは事業譲渡会社が計上した引当金と等しいもの。生命保険以外の保険会社の場合には、事業統合が行われた事業年度の翌事業年度に計上した引当金は損金不算入となる。
- 新会社（合併の場合）もしくは事業譲受会社（全部営業譲渡の場合）が計上する貸倒引当金または貸倒損失で、被合併会社もしくは事業譲渡会社が計上した引当金等と等しいもの。
- 商業銀行、金融会社、クレディ・フォンシエ会社がそれらの事業を統制する法律に基づいて計上する貸付金の消却に係る費用で、被合併会社もしくは事業譲渡会社が計上した費用と等しいもの。

上記の取り扱いは、2013年12月24日から適用されます。

## 関係会社間および従業員への貸付に係る特定事業税の免除

勅令 No. 571 は、以下の取引について特定事業税を免除することを規定しています。

- 商業銀行、金融会社、クレディ・フォンシエ会社が営む事業を行っていない会社間で行われる関係会社間貸付、通常の利率に代えて金融事業者を統制する法律に基づく金融事業者が発行した為替手形に対する支払いや当該金融事業者への預入
- 会社やパートナーシップの従業員にローンを提供するプロビデント・ファンドやこれと同等のファンドのポリシーに基づき従業員に提供した貸付金に係る利息

これらは、2012年1月1日から適用されます。

## 自然災害に関連した政府からの補助金に対する免除措置

勅令 No. 570 は、2011年1月1日以降に、洪水、嵐、火災などの自然災害の恒久的防止に関連して受領する政府からの補助金について、財務大臣の承認の下、歳入局長官が定めたルール、手続きおよび要件を満たす場合、個人所得税および法人所得税を免除することを認めています。しかし、当該補助金の受領者は、タイ国内の自然災害のために支払った金額（当該補助金と相等的な金額）を損金に算入することはできません。

## 国外で催される展示会費用の200%控除

勅令 No. 569 は、法人あるいはパートナーシップが国外で催される展示会に係る費用を控除するための要件を規定しています。2013年1月1日から2014年12月31日までに開催される展示会、フェスティバルもしくは国外での展示会のために2013年1月1日から2014年12月31日までに支払った賃借料、建設費用、保険料、展示会等で使用される物品や機器の輸送費用や搬送費用については、200%の控除が認められます。当該控除を受けようとする法人やパートナーシップは、これらの展示会、フェスティバル、国外での展示会への参加証明書を政府機関から取得し、歳入局長官が定めたルール、手続きおよび要件を満たさなければなりません。

## 不動産等の使用から生じる所得に対する免税措置

財務省省令 No. 301 は、2013年1月1日以降に、国家権力の合法的な行使による不動産の使用や保有、あるいはいかなる資産からの利益に関連して生じた損害や損失に対して受け取った補償金、報酬、その他類似の所得に対する個人所得税の免除を規定しています。

## 歴史的建造物等の補修のための寄附

財務省省令 No. 302 は、史跡、歴史的建造物、歴史的工芸品および国立博物館に関する法令に基づく史跡、歴史的建造物、歴史的工芸品の補修のために文化省芸術局に対して行った寄附について、個人所得税の計算上、控除することを認めています。しかし、当該寄附金の他に寄附金がある場合には、他の寄附金と併せて、経費控除および所得控除後の正味所得金額（寄附金控除前）の10%相当額が控除の上限となります。当該措置は、2014年に申告する2013年分の所得から適用されます。

(注) 本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文（タイ語）をご参照ください。

[http://www.deloitte.com/view/en\\_TH/th/services/tax-and-legal/6918742d4c573410VgnVCM3000003456f70aRCRD.htm](http://www.deloitte.com/view/en_TH/th/services/tax-and-legal/6918742d4c573410VgnVCM3000003456f70aRCRD.htm)

## 日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、**Japanese Services Group (JSG)** は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約 850 名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人 6 名が常駐し、日本の事務所からも頻繁にプロフェッショナルが出張ベースで来タイしております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

鈴木 基之	隅田 拓也	宮下 淳	近藤 充	藍原 滋	真鍋 一孝
日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国税理士	日本国税理士
パートナー	シニアマネージャー	シニアマネージャー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700 Ext. 5085	Ext. 12506	Ext. 13228	Ext. 12931	Ext. 11676	Ext. 13002

### International Tax & Corporate Tax

Wanna Suteerapornchai  
+66 (0) 2676 5700 ext 10691  
[wsuteerapornchai@deloitte.com](mailto:wsuteerapornchai@deloitte.com)

### Indirect Tax & Corporate Tax

Darika Soponawat  
+66(0)26765700 ext 12784  
[dsoponawat@deloitte.com](mailto:dsoponawat@deloitte.com)

### Legal Services

Cameron McCullough  
+66 (0) 2676 5700 ext 5015  
[camcullough@deloitte.com](mailto:camcullough@deloitte.com)

### Transfer Pricing & Customs Services

Stuart Simons  
+66 (0) 2676 5700 ext 5021  
[ssimons@deloitte.com](mailto:ssimons@deloitte.com)

### Global Employer Services

Mark Kuratana  
+66 (0) 2676 5700 ext 11385  
[mkuratana@deloitte.com](mailto:mkuratana@deloitte.com)

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see [www.deloitte.com/th/about](http://www.deloitte.com/th/about) for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 200,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the "Deloitte Network") is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2014 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.